

● 阪和記念病院 令和7年度 医師の負担軽減及び処遇改善に資する計画

医師と医療関係職種・事務職員等における役割分担

部署	関係する項目	現状	取り組む目標
看護部	<ul style="list-style-type: none"> 入院及び病状説明 静脈採血の実施 退院調整 	<ul style="list-style-type: none"> 補足説明を行い、医師と患者のコミュニケーションの円滑化をはかる 医師の指示に基づく、採血等の実施 医師の退院指示のもとMSWもしくは看護師にて退院調整を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 病状説明及び療養生活の説明において、補足説明を行うことで患者・家族の思いに寄り添えるよう努める 医師の指示に基づく、安全な採血等の実施 多職種カンファレンスを行うことで、退院後の生活を見据えた支援の強化
薬剤部	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品情報等の迅速な情報提供（新規採用情報／添付文書改訂内容等） 薬剤管理指導業務の充実 持参薬鑑別／管理 化学療法 入院支援（術前支援） 代行入力 	<ul style="list-style-type: none"> 供給制限では販売中止となる薬品が多数あるため、デスクネット等で情報提供を行う 指導内容をSOAPに入力し、プライムカルテより閲覧できるようにしている 新入院患者の持参薬鑑別を全ての患者で行っている レジメンの登録や院会の開催 オーダーの用法や日数の変更など院内で決めたルールに基づき薬剤師が代行オーダーを行っている 	<ul style="list-style-type: none"> メーカー変更や同効薬の採用など迅速に行い、医薬品の確保に努める 患者から得られた情報を、医師にフィードバックできるようにする（付箋など活用） 重複投与や副作用などの有無がないか確認し、医師に報告するようにする 新しいレジメンの登録、説明用パンフレットなどの準備を行い、円滑に化学療法が進められるようにする 指示出しの一元化を行えるよう統一した書式を作成するTDMの代行オーダーなど院内プロトコルの作成
栄養部	<ul style="list-style-type: none"> 栄養管理／栄養指導 	<ul style="list-style-type: none"> 疾病に合わせた食種の選択、栄養維持・改善のための食事内容や食事形態の選択 特別食対応や低栄養、嚥下、機能低下患者の栄養指導指示 	<ul style="list-style-type: none"> 一般食については医師の包括的な指導を受け、その食事内容や形態を決定、または変更する 特別食については、必要に応じその食事内容や食事形態を提案する 経腸栄養療法は、使用する経腸栄養剤の種類を選択や変更等を提案する 特別対応の患者は医師の包括的な指導のもと、適切な実施時期を判断して、栄養指導を実施する
リハビリテーション部	<ul style="list-style-type: none"> リハビリが必要な患者の指示漏れを軽減させるための働きかけ リハビリ介入患者への評価に基づく安静度や食形態変更に対するサポート 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ではリハビリが入棟時FIM評価と患者情報収集を全例で行っており、必要な患者への対応は確実に実施されているが、一般病棟ではまだ指示漏れが一部存在する 患者一人一人の安静度や食形態の変更に全て医師が、直接行う事は大きな負担となる 	<ul style="list-style-type: none"> 特に脳卒中、整形術後などの殆どの症例で指示のある疾患に対して、指示のないケースの病棟との情報共有と回診での相談によるチーム医療を徹底する また、消化器／循環器／泌尿器に関しても回診等で情報を共有し、リハビリの必要な患者の指示漏れに対応する 安静度や食形態の変更に對する基準の明確化と判断困難例の医師／看護師等との検討による判断の徹底
歯科衛生部	<ul style="list-style-type: none"> 初診時の予診の実施に関すること 入院の説明の実施に関すること その他 	<ul style="list-style-type: none"> 【医師から依頼があった患者のみ】 口腔観察／カルテ入力（その他記録） 持参物品について説明（義歯、咬合床、ケア用品等） 病診連携 歯科 診療情報提供書作成（下書き） 地域歯科医師への連絡等 訪問歯科受診調整 家族への説明／連絡 歯科医師への連絡／調整 NST関連、口腔観察、口腔情報の入力 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
臨床検査部	<ul style="list-style-type: none"> 緊急検査への迅速な対応 	<ul style="list-style-type: none"> 外来の予約外検査では予約検査の間に検査を行っているそのため、時として検査までの待ち時間が長時間に渡ってしまう 	<ul style="list-style-type: none"> 保険点数の通らない様な頻繁な検査や病態に則さない検査があった場合は密にDrとの連絡をとり検査の減少をはかり、検査を行える人員を増加させると共に検査数にあった検査機器の購入を検討する

放射線部	<ul style="list-style-type: none"> 検査手順の説明の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 患者さんに検査データ結果を詳細説明実施し、医師の負担軽減する 機器の操作方法等の説明を行い、医師の診療をサポートする 各検査に関する問い合わせや、患者への検査説明を行う 医師の指示に基づき、医療機器を使用した治療において患者説明を行い医師の負担を軽減する 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
臨床工学部	<ul style="list-style-type: none"> カテーテル業務 HCU業務 血液透析業務 SAS業務 ペースメーカー業務に関する患者指導と医師への提言（臨床工学技士の告示研修を修了した者が施行の認定を受けることが可能） 	<ul style="list-style-type: none"> 心臓カテーテルにおける清潔直接介助 医師の指示のもとカテ室での生命維持管理装置の設定変更操作 睡眠時無呼吸の検査及びCPAPにおけるデータ解析／患者指導 生命維持管理装置装着患者の移送 透析効率のデータ解析透析条件の提言／患者指導 医師の指示のもと血液浄化装置の操作／薬剤投与／設定変更 医師の指示のもと人工呼吸器の設定変更 ペースメーカー導入後の遠隔モニタリング導入指導 	<ul style="list-style-type: none"> カテ室における電氣的刺激を負荷するための操作 人工呼吸器装着患者のAラインから採血 集中治療室での輸液ポンプ／シリンジポンプの操作 超音波診断装置によるバスキュラーアクセスの流量等の確認 医療機器購入選定／情報収集
内視鏡部	<ul style="list-style-type: none"> 検査手順の説明の実施に関すること 静脈採血等の実施に関すること 検査の受付に関すること 内視鏡検査後リカバリー室への患者搬送に関すること 病理に関すること 内視鏡関連の入力に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 内視鏡の検査手順及び下剤の飲み方の説明を行っている 採血を伴う場合のみ国指定の研修を受けた内視鏡技師が採血及び点滴ルートの確保を行っている 病院移転後より、内視鏡室内の事務作業を内視鏡技師が行っている リカバリー室までの患者搬送及び入室時のバイタル確認等の業務を内視鏡技師が行う 医師の病理オーダーの確認／修正 病理結果の印刷や整理（検査室より主治医に悪性等で電話報告があった結果を印刷した物を主治医に渡したり、病理結果を医師がカンファレンスで使用するため使用前使用後の整理等も行っている） 内視鏡ファイリングシステムにJED入力の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 他にもタスクシフトの追加があった場合、積極的に国指定の研修を受講し業務に活かしていく 医師の病理オーダーの確認／修正について→電子カルテでの病理オーダーの入力に関し、技師に代行入力の実施の権限が与えられたら、内視鏡レポート内の病理オーダーに関する入力をコピーすることで病理オーダーのサポートの実施を行うことが可能である その他の項目に関しても、他部署の状況を鑑み、積極的にタスクシフトに関わっていく
事務部	<ul style="list-style-type: none"> 医師事務作業補助体制 	<ul style="list-style-type: none"> 医師事務作業補助者を有効に配置し、医師の負担軽減を図る 各種申請において代行が可能な医師事務を積極的に行う 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施

医師の勤務体制等に係る取り組み

施設基準が求める業務	取り組む目標
<ul style="list-style-type: none"> ●勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施 ●前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保 ●予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮 ●当直翌日の業務内容に対する配慮 ●交替勤務制・複数主治医の実施 ●育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は、同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●非常勤医師の確保を目指し、常勤医師の勤務軽減を図る ●適正な勤務時間管理を行い、出退勤時間の把握と休息時間の確保を行う ●非常勤医師の確保を目指し、予定手術前日の当直は外す ●医療安全の観点から当直翌日の業務を軽減して休息の確保を行う ●複数の医師によるチームの編成をし、複数主治医に移行しやすい環境の整備を検討する ●男女共同参画推進委員会が実施している育児介護支援情報会で既存制度の説明を行うとともに、周知する